

# 地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

## 【令和4年度決算ベース】

令和元年10月1日より消費税（国・地方）が8%から10%に引き上げられました。その趣旨は、地方の社会保障や地方財政の健全化に寄与するものであり、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和4年度佐井村一般会計決算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

### 【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 24,772 千円

### 【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 298,288 千円

(単位：千円)

事業名		令和4年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	97,516	69,630		4	4,570	23,312
	高齢者福祉事業	35,729			128	5,835	29,766
	児童福祉事業	65,632	14,256		36,892	2,374	12,110
	母子福祉事業	3,077	889			359	1,829
	小計	201,954	84,775	0	37,024	13,138	67,017
社会 保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	27,202	14,537			2,076	10,589
	介護保険事業特別会計繰出金	9,745	7,308			399	2,038
	後期高齢者医療特別会計繰出金	47,009	3,161			7,186	36,662
	小計	83,956	25,006	0	0	9,661	49,289
保健 衛生	疾病予防対策事業	7,025	122		54	1,122	5,727
	健康増進対策事業	5,353	160			851	4,342
	小計	12,378	282	0	54	1,973	10,069
合計		298,288	110,063	0	37,078	24,772	126,375

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。